

# ◎ 確定申告受付中 ◎ 医療費控除の対象となる 介護保険サービス

医療費控除の対象となる介護保険サービス

対象となるサービス		対象となる金額
施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1割自己負担額と食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1割自己負担額と食費にかかる自己負担額
福祉系	訪問介護 (生活援助を除く) 訪問入浴介護 通所介護 (デイサービス) 短期入所生活介護 (ショートステイ)	1割自己負担額 ※ 介護サービス計画 (ケアプラン) に位置づけられ、医療系介護サービスと併せて利用していることが前提です。 ※ 保険給付の支給限度額超過分 (全額自己負担となった部分) は控除の対象となりません。
	訪問看護 訪問リハビリ指導 訪問介護 居宅療養型介護 短期入所療養介護 (ショートステイ)	サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額 ※ 保険給付の支給限度額超過分 (全額自己負担となった部分) も控除の対象となります。

確定申告の際に、介護保険サービスの利用料は医療費

控除の対象となる場合があります (右表参照)。

医療費控除の申告には、領収書の添付が必要です。

## 認知症(痴呆性)高齢者グループホーム 開設希望事業者を募集

平成17年度に認知症(痴呆性)高齢者グループホームの開設を希望する事業者を募集します。

開設希望事業者が介護保険の事業者指定を受ける際には、市の意見書が必要となります。市では、意見書の交付対象事業者を応募者の中から選考で決定することをしました。

選考の説明会を次のとおり開催し、提出要件などを配布します。グループホームの開設を希望する事業者は、提出要件に従って、企画書などを提出してください。



市では、コミュニティバス(にじバス)の試行運行を昨年1月18日に開始し、

また、高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いて申告してください。

介護保険料は社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

介護保険料は社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

介護保険料は社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

介護保険料は社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

介護保険料は社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

## 小平市育英資金の 奨学生を募集

小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学資の補助として中学校卒業時に5万円を給付(返還不要)する制度です。

対象となる方 申請時に保護者ととも市内に在住している中学3年生で、次のすべてに該当する方

①経済的理由により進学が困難  
②中学校3年間の学習成績の平均が3.0以上  
③高等学校、高等専門学校、盲学校などの高等部、

また、専修学校(高等課程)に進学が決定  
定員 24人  
※申請が定員を上回る場合は、経済状況および学習成績により審査のうえ、決定します。

申請書(学校にあり)に必要事項を記入のうえ、源泉徴収票、確定申告書の写し、市民税課税証明書などの所得を証明する書類を添付し、通学している学校へ提出

※市外の公立中学校に在学している方は、2月24日(木)までに、事前に問い合わせ 学務課 ☎042(346)9570

## 都市計画案 (小平市決定)の 縦覧

小平都市計画緑地の決定

縦覧期間 2月21日(月)～3月7日(月)  
※土曜・日曜日を除く。

縦覧場所 水と緑と公園課窓口  
※内容について意見のある方は、縦覧期間中、意見書を問合せ先へ提出できます。

問合せ 水と緑と公園課 (〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9830

縦覧期間 2月21日(月)～3月7日(月)  
※土曜・日曜日を除く。

## 市立保育園 臨時職員募集

職務内容 市立保育園での保育補助  
応募資格 18歳以上で、健康な方(高校生を除く)

勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※そのほか保育課が指定する勤務時間があります。

勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※そのほか保育課が指定する勤務時間があります。

勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※そのほか保育課が指定する勤務時間があります。

## 学童クラブ 臨時職員募集

勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※そのほか保育課が指定する勤務時間があります。

勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※そのほか保育課が指定する勤務時間があります。

勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※そのほか保育課が指定する勤務時間があります。

勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※そのほか保育課が指定する勤務時間があります。

勤務時間 平日の午前8時30分～午後5時  
※そのほか保育課が指定する勤務時間があります。

## 調査員募集

平成17年国勢調査

5月31日(火)まで 市役所5階501会議室  
行政管理課統計係 ☎042(346)9512

5月31日(火)まで 市役所5階501会議室  
行政管理課統計係 ☎042(346)9512

5月31日(火)まで 市役所5階501会議室  
行政管理課統計係 ☎042(346)9512

5月31日(火)まで 市役所5階501会議室  
行政管理課統計係 ☎042(346)9512

## 市税の日曜納税窓口

3月6日(日)に開設

市税は、金融機関などで納付していただくようお願いしています

市税は、金融機関などで納付していただくようお願いしています

市税は、金融機関などで納付していただくようお願いしています

市税は、金融機関などで納付していただくようお願いしています

## 今月の税

2月

8期 ※納付は、2月28日(月)の納期限までにお願います。

8期 ※納付は、2月28日(月)の納期限までにお願います。

8期 ※納付は、2月28日(月)の納期限までにお願います。

8期 ※納付は、2月28日(月)の納期限までにお願います。

## 今月の夜間納税窓口

2月25日(金)に開設

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

## ご利用ください

携帯電話・iモード用ホームページ

携帯電話用ホームページ「テレモ自治体情報」のバーコード

携帯電話用ホームページ「テレモ自治体情報」のバーコード

携帯電話用ホームページ「テレモ自治体情報」のバーコード

携帯電話用ホームページ「テレモ自治体情報」のバーコード